

部 内 限

特別加入質疑応答集

平成10年3月

労働省労働基準局補償課

凡 例

○ 法令の表示や用語の引用については、次の略語を用いた。

労災保険法

労働者災害補償保険法

労災保険法施行規則

労働者災害補償保険法施行規則

徴収法

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

徴収則

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

局長

都道府県労働基準局長

署長

労働基準監督署長

目 次

1 中小事業主等（問 1 ～ 問 1 1）

問 1 名目上の事業主の包括加入について	1
問 2 中小事業主が加入時健康診断により特別加入不承認となった場合の包括加入 について	2
問 3 一括有期事業の事業主が事務所で被災した場合の災害について	3
問 4 清算人の特別加入について	4
問 5 特別加入者としての地位が消滅した場合の手続きについて	5
問 6 労働者を使用していない中小事業主等特別加入者に災害が発生した場合の取 扱いについて	6
問 7 継続一括の保険関係にある事業について	7
問 8 中小事業主等特別加入者が労働者を使用していない場合の取扱いについて	8
問 9 中小事業主等特別加入者の業務遂行性について（1）	9
問10 中小事業主等特別加入者の業務遂行性について（2）	10
問11 中小事業主等特別加入者の業務遂行性について（3）	11

2 一人親方等（問 1 2 ～ 問 2 2）

問12 特別加入団体の構成員の存する範囲について	12
問13 建設の事業を行う一人親方等の特別加入者が、徴収則第 6 条第 2 項第 4 号に 定める区域を超えた区域で負傷した場合の取扱い	13
問14 特別加入団体の構成員数について	14
問15 特別加入を希望しない特別加入団体の構成員である一人親方等は、自身の意 思により特別加入をしないことは可能か	15
問16 2 以上の特別加入団体が統廃合する際の手続きについて	16
問17 特別加入団体が労働保険事務組合に労働保険事務を委託する場合について	17
問18 林業の一人親方等として特別加入している者の通勤災害について	18
問19 再生資源取扱業の一人親方の特別加入について	19
問20 建築士は、建設の事業に係る一人親方等の特別加入をすることができるか	20
問21 墓石等の据え付けや加工を行う一人親方等の特別加入について	21
問22 法人の代表者は一人親方等特別加入の対象者となるか	22

3 特定作業従事者（問23～問31）

問23 特定農作業従事者に係る業務上外の認定基準における「植物の栽培若しくは採取」の定義について	23
問24 集荷作業と出荷作業との相違について	24
問25 特定農作業従事者がライスセンターから自宅に袋詰めされた玄米を持ち帰る途中に被災した場合について	25
問26 ライスセンター等は、特定農作業従事者の業務遂行性の要件における農作業場に該当するか	26
問27 特定農作業従事者がレタス包装機等を使用して行う作業について	27
問28 特定農作業従事者が荒茶加工を行う作業について	28
問29 特定農作業従事者が自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為について	29
問30 指定農業機械作業従事者が自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為について	30
問31 農業専用として製造されたものではない場合であっても指定農業機械に該当するか	31

4 加入時健康診断（問32～問38）

問32 振動障害の加入時健康診断結果において、管理区分C以外と判断された者の制限付き承認について（1）	32
問33 振動障害の加入時健康診断結果において、管理区分C以外と判断された者の制限付き承認について（2）	33
問34 労働保険事務組合の委託替えを行った場合等の加入時健康診断の受診について	34
問35 加入時健康診断に要した費用に係る消費税の支払いについて	35
問36 特別加入の制限を解除してもらいたい旨の申し出があった場合の事務処理方法について	36
問37 特別加入脱退後に発症した疾病に係る保険給付について	37
問38 局長の承認を受けていない特別加入予定者に発生した災害の取扱いについて ..	38

5 海外派遣者（問39～問47）

問39	労働者として派遣される海外派遣者の特別加入者の赴任途上の災害について	39
問40	派遣地でテロ等に巻き込まれた場合の業務起因性について	40
問41	海外派遣者の特別加入者が風土病にり患した場合の業務上外について	41
問42	外国人が海外派遣者の特別加入に加入できるか	42
問43	海外在住の外国人がそのまま現地で稼働する場合の海外派遣者の特別加入承認の可否	43
問44	外国籍の漁船に乗船して技術指導を行う者の加入資格の有無について	44
問45	支店を派遣元としていた海外派遣者の特別加入者を本店に移す場合の手続きについて	45
問46	技術協力の実施の事業を行う団体から派遣される者の加入について	46
問47	2以上の事業場の代表取締役社長を兼務する者の海外派遣者の特別加入の承認について	47

問 1 名目上の事業主の包括加入について

高齢等の理由により事実上就業していない名目上の事業主についても包括加入申請させなければならないか。

(答)

事業主は労災保険法第28条により「事業主及び労働者以外でその事業に従事する者とを包括して申請しなければならない」とされているので、実際に就業していない名目上の事業主であっても、その者が包括して特別加入申請しなければならない。

問 2 中小事業主が加入時健康診断により特別加入不承認となった場合の包括加入について

事業主は、労災保険法第28条第1項等により当該事業主及び労働者以外でその事業に従事する者を包括して特別加入申請を行い承認を得なければならないが、当該事業主が加入時健康診断を受診した結果、じん肺管理区分4にり患しているため特別加入の制限が行われた場合、労働者以外でその事業に従事する者のみ特別加入を承認して差し支えないか。

(答)

労災保険法第28条第1項等は、特別加入を行おうとする中小事業主が事業主及び労働者以外でその事業に従事する者を包括して申請することを定めているものであるが、政府の承認については特段の規定はない。

したがって、当該事業主が労働者以外でその事業に従事する者を包括して特別加入申請を行った場合、特別加入の制限をしなければならない者については、事業主または労働者以外でその事業に従事する者にかかわらず除外して承認して差し支えない。

問 3 一括有期事業の事業主が事務所で被災した場合の災害について

一括有期事業について特別加入している中小事業主が、事務所に係る業務中に被災した場合、事務所に労働者を使用している場合と使用していない場合の保険給付の違いかん。

(答)

中小事業主等として特別加入する場合には、労働者に適用される保険関係に基づき特別加入することとなっているので、建設現場と事務所の双方で労働者を使用している場合にはそれぞれの事業の保険関係に基づいて特別加入を申請し、承認を得なければならないこととなる。

したがって、建設の事業と事務所の双方で労働者を使用している事業主が事務所に係る業務中に被災した場合には、事務所に係る保険関係に基づき特別加入していれば保険給付することができる。

一方、建設の事業のみ労働者を使用している事業主が事務所に係る業務中に被災した場合には、事務所に係る保険関係を成立させることができないので、建設の事業に係る保険関係に基づき特別加入をしていれば保険給付することができる。

問 4 清算人の特別加入について

会社が解散したことにより清算をするため、清算人2名が当該会社の労働者2名を使用して清算業務を行う場合、この清算人は中小事業主等として特別加入することができるか。

また、弁護士である清算人の1人が、弁護士事務所を適用事業場として中小事業主等の特別加入しているが、清算事業を行うに当たっては、別途清算事業について特別加入しなければならないか。

(答)

清算の事業については、商法第116条及び第同法430条により会社が解散した場合であっても、清算が終了するまで清算の目的の範囲内において存続しているものとみなされ、同法第129条及び同法第430条により清算人が事業を代表することとなっているので、2名の労働者を常時使用し、かつ、労働保険事務を労働保険事務組合に委託している場合には、清算人2名について包括して特別加入することができる。

また、弁護士が自らの弁護士事務所において中小事業主として特別加入している場合は、当該事業に係る労働者の保険関係に基づいて特別加入しているので、当該事業に係る災害については保険給付できるが、清算事業に係る災害については保険給付できない。

したがって、当該弁護士が清算の事業に係る災害について保険給付を受けるためには、清算事業に係る中小事業主等特別加入を行わなければならない。

問 5 特別加入者としての地位が消滅した場合の手続きについて

中小事業主が労働保険事務組合を委託解除した場合若しくは一人親方等が特別加入団体の構成員でなくなった場合又は構成員の行う事業に従事しなくなった場合、特別加入者としての地位が消滅するが、その際の手続方法いかん。

(答)

中小事業主等が特別加入する場合、労働保険事務組合に事務委託することが承認の要件となっているので、既に承認を得ている中小事業主が、当該労働保険事務組合との委託契約を解除した場合には特別加入者としての地位が自動消滅することとなる。

このような場合には、特別加入の承認を受けた事業主は労災保険法施行規則第46条の19第6項により遅滞なく文書で所轄署長を経由して所轄局長に届け出なければならないが、文書の様式が示されていないので、当面、中小事業主には「特別加入脱退申請書」を提出するよう指導すること。

また、一人親方等が特別加入する場合、特別加入団体の構成員又はその構成員の行う事業に従事する者であることが承認の要件となっているので、当該団体の構成員である特別加入者が当該団体の構成員でなくなったときは、その構成員でなくなったときにその者及びその者の行う事業に従事する者の特別加入者としての地位が消滅することとなる。

このような場合には、当該特別加入団体は労災保険法施行規則第46条の23第4項により遅滞なく文書でその旨を所轄署長を経由して所轄局長に届け出なければならないが、文書の様式が示されていないので、当面、一人親方等には「特別加入脱退申請書」を提出するよう指導すること。

問 6 労働者を使用していない中小事業主等特別加入者に災害が発生した場合の取扱いについて

労働者を通年雇用していない中小事業主等特別加入者が、たまたま労働者を使用していない間に支給事由に該当する災害が発生した場合、保険給付して差し支えないか。

(答)

年間において概ね100日以上労働者を使用することを状態としている中小事業主等特別加入者が、たまたま労働者を使用していない間に災害が発生した場合であっても、中小事業主等特別加入者の地位が継続していると認められるときは、保険給付して差し支えない。

問 7 継続一括の保険関係にある事業について

東京に本社があり、継続一括の保険関係の認可を受けている事業の場合、地方にある支店に駐在する役員に係る特別加入の申請についても、一括して承認することができるのか。

(答)

継続事業の一括が認可されると労働大臣が指定する一の事業以外に係る保険関係は、消滅することとなっている（徴収法第9条）。

中小事業主等の特別加入は、当該事業に係る保険関係を基礎として認められているものであるため、一括された保険関係により特別加入することとなる。

したがって、東京に本社があり、継続一括の保険関係の認可を受けている事業の場合、地方にある支店に駐在する役員に係る特別加入の申請についても、一括して承認することができる。

なお、当該事業が任意に継続一括の保険関係を解消した場合には、それぞれの地方にある支店に係る保険関係に基づいてそれぞれ特別加入することになるので留意すること。

問 8 中小事業主等特別加入者が労働者を使用していない場合の取扱いについて

ある年度から数年間にわたり一般保険料の確定額が「0円」として申告している中小事業主等特別加入者は、労働者を使用しないことを常態としている事業主と判断し、中小事業主等特別加入者としての地位が消滅している者としての事務処理を行って差し支えないか。

(答)

本件のような場合は、年間において概ね100日以上労働者を使用することを状態としているという要件を満たさない可能性が非常に高いので、職業安定所への求人活動等を聴取するなどの方法により具体的な雇用計画等について把握し、雇用見込みがないと判断された場合には自動消滅としての事務処理を行うこと。（自動消滅した場合の事務処理については、問 5を参照すること。）

問 9 中小事業主等特別加入者の業務遂行性について (1)

(1) 「入札」を行う際の災害は、業務遂行性が認められるか。

(答)

「入札」については、業務遂行性を認めている「商談」と同じ取り扱いとすること。

したがって、「入札」も含め契約行為全般については、特別加入者が事業主の立場において事業主本来の業務として行っているもの以外は業務遂行性を認めて差し支えないこと。

問10 中小事業主等特別加入者の業務遂行性について（2）

建設事業の事業主が所定労働時間終了後一旦食事をとり、以前から依頼のあった工事の見積もりのため依頼者とともに現場視察している際の災害の業務遂行性は認められるか。

（答）

所定労働時間外における特別加入者の業務行為については、当該事業場の労働者を伴っていないため認められない。

なお、建設の事業において、工事についての見積もりは、一般に、通常の勤務地において通常の用務を行っているものと考えられるので、「出張」には該当しない。

問11 中小事業主等特別加入者の業務遂行性について（3）

閉店後の午前4時に店舗と直結している自宅の警報装置が作動したので、中小事業主等として特別加入していたレンタルビデオ店の店長が一人で被害の状況を確認するため自宅から店舗へ赴き、店舗と同一敷地内にある駐車場に車を止めて車から降りたところ、店舗へ侵入した犯人に刺殺された場合は業務遂行性を認めて差し支えないか。

（答）

閉店後の店舗に何者かが侵入することは突発事故に該当するものであり、店長は被害の状況を確認するために緊急に事業場に赴いたものであり、また、当該災害が発生した駐車場については、一般人が自由に通行でき、事業主が所有者と賃貸借契約を締結しておらず、加えて、当該駐車場の維持・管理費等を負担し共同管理していない。

したがって、本件については、事業主が所定労働時間外に労働者を伴っていない場合の災害であっても昭和50年11月14日付け基発第671号の第1の1（1）へ（ロ）の突発事故（台風、災害等）等による予定外の緊急の出勤途上に該当するものとして業務遂行性を認めて差し支えない。

問12 特別加入団体の構成員の存する範囲について

一人親方等の特別加入の申請に際しては、特別加入団体についての審査も行うこととなっており、「当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として徴収則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域をこえないものであること」との要件を満たさなければならないこととなっているが、当該団体の構成員の所在地が徴収則第6条第2項第4号に定める区域を超えている場合には、特別加入団体としての要件を満たしていないものとして取扱ってよいのか。

(答)

「団体の地区」とは、団体の構成員が住居・作業場を有する地区を意味するものではなく、「団体の事務所等の存する地区」を意味するものと解される。

しかし、昭和40年11月1日付け基発第1454号に記載されている「構成員の範囲、構成員の地位の得喪の手續等が明確であること」等の特別加入団体としての要件を考慮すると、団体の構成員の分布が団体の主たる事務所からかけ離れている場合には、これらの要件を満たさない場合が多いものと考えられる。

したがって、当該団体の構成員の所在地が徴収則第6条第2項第4号に定める区域を超えている場合には、特別加入団体としての承認の審査を慎重に行うこと。

問13 建設の事業を行う一人親方等の特別加入者が、徴収則第6条第2項第4号に定める区域を超えた区域で負傷した場合の取扱い

特別加入団体は、「当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として徴収則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域をこえないものであること」の要件を満たさなければならないこととなっているが、特別加入団体の構成員である建設の事業を行う一人親方等の特別加入者が、徴収則第6条第2項第4号に定める区域を超えた区域で建設工事を行っていた際に負傷した場合には、業務遂行性が認められないこととなるのか。

(答)

一人親方等の特別加入団体については、その承認基準として団体の地区が徴収則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域（隣接県）を超えないものであることとしているが、災害発生場所が徴収則第6条第2項第4号に定める区域内であるか否かを問題とはしていないことから、隣接県以外の場所で工事を行い、被災したことをもって業務遂行性を否定することにはならない。

問14 特別加入団体の構成員数について

一人親方等の特別加入団体の審査を行うに当たり、「一人親方その他の自営業者の相当数を構成員とする単一団体であること」がその要件となっているが、この中で「相当数」とは、何人を基準と考えればよいか。

(答)

特別加入団体における一人親方等又は特定作業従事者の「相当数」とは、当該団体の全構成員に対する特別加入予定者の占める割合が相当程度と認められる場合をいうものである。

このような一人親方等を構成員とする団体については、団体の目的、組織、運営方法等が明確であり、事務体制、財務内容等からみて労災保険事務を確実に処理する能力があると認められる等、特別加入団体についての要件の全てに適合する団体であれば人数に制限はない。

しかしながら、特別加入申請者たる団体の構成員数が2人又は3人であるなどの極く少人数の場合にあつては、一般に、事務処理能力の面から問題があることが多いので慎重に審査すること。

また、特別加入申請者たる団体の構成員数が1人の場合には、「団体」とは認められないことから、特別加入団体としての要件を満たしていないものとして取扱うこと。

問15 特別加入を希望しない特別加入団体の構成員である一人親方等は、自身の意思により特別加入をしないことは可能か

一人親方等の特別加入団体の構成員であり、その他の一人親方等の特別加入の要件を満たしている者が、当該一人親方自身の意思により、特別加入をしないことは可能か。

(答)

一人親方等に係る特別加入の申請については、当該団体の構成員のうち、特別加入を希望する者を記載すれば足り、希望者のみの加入が可能であり、「包括加入」の必要はない（平成6年3月版労災保険特別加入関係事務の取扱いp. 10）。

したがって、当該一人親方自身の意思により、特別加入をしないことも可能である。

問16 2以上の特別加入団体が統廃合する際の手続について

2以上の特別加入団体が統廃合する際の手続は、どのように行ったらよいのか。

(答)

2以上の特別加入団体が統廃合する際の手続については、下記により取り扱われたい。

① 2以上の団体を統合し、新たな1の団体となる場合の手続について

承認されている団体は事業主とみなされることから、各団体に様式第34号の9「特別加入脱退申請書」を提出させ、これについて承認した後、改めて様式第34号の10により特別加入申請書の提出をさせるように指導すること。

② 2以上の団体のうちの1の団体に吸収合併される場合の手続について

吸収合併される側の団体については、「特別加入脱退申請書」を提出させるように指導すること。

また、吸収合併する側の団体に対しては、吸収合併される側の団体が提出した「特別加入脱退申請書」が承認されると同時に間をあげないように、吸収合併される側の団体の構成員について新たに特別加入者として様式第34号の8「特別加入に関する変更届」を提出させることにより承認を受けるように指導すること。

問17 特別加入団体が労働保険事務組合に労働保険事務を委託する場合について

A労働保険事務組合に労働保険事務を委託していた特別加入団体が、B労働保険事務組合に委託換えを行った場合、再度、特別加入申請書を提出する必要があるのか。

(答)

一人親方等の特別加入については、中小事業主等の特別加入とは異なり、労働保険事務組合への労働保険事務の委託することの有無等は要件とされていない。

したがって、特別加入団体が新たに労働保険事務組合に労働保険事務について委託した場合、あるいは委託換えを行った場合であったとしても、再度、特別加入申請書を提出して承認を受ける必要はない。

問18 林業の一人親方等として特別加入している者の通勤災害について

林業の一人親方として特別加入している者が自己の所有する山林の手入れをするために軽トラックで自宅から現場に向かう途中、道路脇の倉庫に衝突し負傷した場合通勤災害として保険給付の対象となるのか。

(答)

林業の一人親方等の特別加入に係る通勤災害の認定基準については、労働者の通勤災害に準ずることとしている。

すなわち、「就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復する」行為が「通勤」となり、この通勤途上における災害が、通勤に通常伴う危険が具体化したものと認められれば、通勤災害として保険給付の対象になることとなる。

本件については、当該特別加入者が所有する山林の手入れをするために自宅から現場に向かった行為は特別加入に係る業務遂行性が認められる業務を行うことを目的としたものと認められ、「就業に関し」で行ったものと考えられることから、自宅と現場との間が合理的な経路であったか、合法的な方法であったか等のその他の通勤の要件を満たしているものであれば、通勤災害として保険給付の対象になる。

問19 再生資源取扱業の一人親方の特別加入について

ゴミの廃棄処分を行うとともに、ゴミの中の再生可能な物（新聞・雑誌等）を取り出して再生資源の取扱業者に渡すことを目的としてゴミの回収を行う者は、再生資源取扱業の一人親方として特別加入することはできるか。

(答)

再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を継続的に行っている場合には、特別加入の承認を行って差し支えない。

問20 建築士は、建設の事業に係る一人親方等の特別加入をすることができるか

建築士は、建設の事業に係る一人親方等の特別加入をすることができるか。

(答)

建設の事業に係る一人親方等として特別加入できる者については、労災則第46条の17第2号において「建設の事業（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。）」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者であると定められている。

また、昭和40年11月1日付け基発第1454号等において、大工、左官、とび、石工等いわゆる一人親方が該当するが、特に職種は限定しないで、あくまで建設の事業に係る業務であってその現場において行われるものに従事する場合は、一般に特別加入者となり得るものである旨定められている。

建築士法第2条における建築士が一人親方として特別加入することができるか否かについては、当該建築士が実態として建設の事業に係る設計を行うとともに建設現場において行われる工事監理に係る作業に従事する場合には、一人親方の特別加入者として承認して差し支えないものと考えられる。

なお、上記により承認した場合であっても、業務遂行性の範囲については、あくまでも「請負契約の目的たる仕事の完成のために行う業務」等でなければならないことを加入時に十分説明することが必要である。

問21 墓石等の据え付けや加工を行う一人親方等の特別加入について

労働者を使用しないで墓石等の据え付けや加工を行う石工は、建設の事業を行う一人親方等の特別加入者に該当するか。

(答)

建設の事業に係る一人親方等として特別加入できる者については、労災則第46条の17第2号において「建設の事業（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。）」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者であると定められている。

また、昭和40年11月1日付け基発第1454号等において、大工、左官、とび、石工等いわゆる一人親方が該当するが、特に職種は限定しないで、あくまで建設の事業に係る業務であってその現場において行われるものに従事する場合は、一般に特別加入者となり得るものである旨定められている。

したがって、墓石を加工し、それを単純に据え付けるのみであれば、一般的には製造業の分類（4907その他の各種窯業又は土石製品製造業）となるため、建設の事業を行う一人親方等の特別加入者に該当しないこととなるが、実態として現場で土木、建築業として墓地の造成や納骨堂の建設、墓地の回りのブロック、塀等の土木工事を行うものと認められる場合には、特別加入の対象となる。

なお、上記により承認した場合であっても、業務遂行性の範囲については、あくまで「請負契約の目的たる仕事の完成のために行う業務」等でなければならないことを加入時に十分説明することが必要である。

問22 法人の代表者は一人親方等特別加入の対象となるか

建設業を行う法人の代表者であって労働者を一人も雇っていない者が、建設業に係る一人親方等の特別加入の対象となるか。

(答)

一人親方等の特別加入者については、労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者（労災保険法第27条第1項第3号）という要件を満たしていることが必要である。

したがって、実態として一人親方等の特別加入の要件を満たしている者については、法人の代表者であるか否かにかかわらず、特別加入することができる。

問23 特定農作業従事者に係る業務上外の認定基準における「植物の栽培若しくは採取」の定義について

特定農作業従事者に関しては、「自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜若しくは蚕の飼育の作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合」等について業務遂行性が認められているところであるが、このうちの「植物の栽培若しくは採取」とは、どの段階までをいうのか。

(答)

特定農作業従事者に係る業務上外の認定基準における「植物の栽培若しくは採取」とは、農産物として完成させるまでの作業をいうものであり、例えば、野菜・果実類については、通常、箱詰めまでの作業をいうものと解される。

なお、便宜上箱詰めした野菜・果実類であったとしても、検査のため再度開封することが前提となっている場合には、検査終了後に箱詰めするまでの作業が農産物として完成させるまでの作業に該当する。

問24 集荷作業と出荷作業との相違について

特定農作業従事者に関しては、「自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜若しくは蚕の飼育の作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合」等について業務遂行性が認められているところである。

このうちの「直接付帯する行為」には、農産物を共同集荷施設までトラック等で運ぶ集荷作業が該当するが、出荷作業と認められるものを除くこととなっている。

この場合における集荷作業と出荷作業の相違をご教示願いたい。

(答)

集荷作業と出荷作業の区別については、集荷作業が「植物の栽培若しくは採取」の一連の作業の最終段階であり、商品化されていない農産物（農産物として完成していない状態のもの）を特定の場所に集める行為であるのに対して、出荷作業とは事実上「販売行為」であって、商品化された農産物（農産物として完成した状態のもの）を特定の場所に集める行為である。

問25 特定農作業従事者がライスセンターから自宅に袋詰めされた玄米を持ち帰る途中に被災した場合について

米の栽培等を営んでいる自営農業者であって特定農作業従事者として特別加入している者が、自宅の格納庫から籾付きの米をライスセンターに運び込み、乾燥・調整を行って袋詰めされた玄米を引き取った後、再び自宅の格納庫に持ち帰り、トラックから玄米を積み卸す作業を行っている途中に被災した場合について、業務遂行性が認められるか。

なお、玄米は自宅の格納庫内に一定期間保存したのち、袋詰めされた状態のまま、後日、改めて農協に出荷する予定であったものである。

(答)

特定農作業従事者については、平成3年4月12日付け労働省発労徴第38号基発第259号により、「農作業場」において「動力機械」を使用して「植物の栽培若しくは採取の作業」を行う場合等に業務遂行性が認められている。

上記要件のうち、「植物の栽培若しくは採取の作業」については、農産物として完成させるまでの作業をいうものであるが、ライスセンターで袋詰めされた玄米を農作業場である自宅の格納庫に動力機械であるトラックを使用して持ち帰る行為については、このような農作業においては当然に必要な行為であることから、農産物として完成させるまでの一連の行為の最終段階とみなして、業務遂行性を認めて差し支えない。

問26 ライスセンター等は、特定農作業従事者の業務遂行性の要件における農作業場に該当するか

ライスセンターやカントリーエレベーターなどの他人の所有する農業施設は、特定農作業従事者の業務遂行性の要件における農作業場に該当するか。

(答)

特定農作業従事者に係る業務上外の認定基準における農作業場とは、特別加入の対象となる事業場に係るほ場等の恒常的作業場のほか、他のほ場等を含むものであり、主として家庭生活に用いる場所を除くものであるとされている。

言い換えれば、特別加入者が、主として農作業を行う場所であるか否かにより判断されるものであると考えられる。

ライスセンター及びカントリーエレベーターについては、米の乾燥、調整等の作業を行う場所であり、これらの場所で行う作業は米という農産物を完成させるために必要不可欠な農作業であること、また、所有関係は農作業場の要件となっていないことから、ライスセンター及びカントリーエレベーターは農作業場に該当する。

なお、ライスセンター及びカントリーエレベーターにおいて行われる作業の全てについて業務遂行性が認められるわけではなく、動力機械を使用するなどの平成3年4月12日付け労働省発労徴第38号基発第259号通達における業務遂行性の要件を満たすことが必要であることに留意すること。

問27 特定農作業従事者がレタス包装機等を使用して行う作業について

特定農作業従事者として特別加入している場合、レタス包装機や野菜洗浄機を使用して行う作業に業務遂行性が認められるか。

(答)

レタスなどの野菜類については、通常、箱詰めまでの作業が農産物として完成させるまでの作業であり、「植物の栽培若しくは採取」の作業に該当するものである。また、レタス包装機及び野菜洗浄機は、いずれも動力により駆動される機械に該当する。

したがって、特定農作業従事者として特別加入している者であれば、レタス包装機及び野菜洗浄機を使用して行う箱詰め前の作業については、原則として業務遂行性が認められる。

問28 特定農作業従事者が荒茶加工を行う作業について

特定農作業従事者が荒茶の加工を行う作業は、「植物の栽培若しくは採取」の作業に含まれるか。

(答)

茶の栽培を行う農家の場合、自ら荒茶加工という一定の加工を済ましてから農協にもって行くことがある。

これは、生葉売りよりも付加価値を付けた荒茶加工を施した方が農業者の利益が多いためであり、近年の茶栽培に係る農業者においては、農産物である茶を出荷するに当たり、荒茶加工を行うのが一般的となっている。

したがって、出荷前に行われる荒茶加工を行う作業は、農産物として完成させるまでに必要な一連の行為であることから、「植物の栽培若しくは採取」の作業に含まれるものである。

問29 特定農作業従事者が自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為について

特定農作業従事者がほ場で農作業を行うために自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為について、業務遂行性が認められるか。

(答)

特定農作業従事者の業務遂行性については、平成3年4月12日付け労働省発労徴第38号基発第259号通達（以下「259号通達」という。）により、農作業場において、「動力機械」を使用して「植物の栽培若しくは採取の作業」及びこれに「直接付帯する行為」を行う場合等に認められている。

これらの要件のうち、「直接付帯する行為」については、259号通達において「例えば動力機械をほ場相互間において運転若しくは運搬する作業等が該当する」とされているが、

本件のように自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為についても、栽培・採取に密着した行為と認められる限りにおいては、動力機械をほ場相互間において運転若しくは運搬する作業に同様の性格を有していることから、「直接付帯する行為」に含まれるものと解するのが妥当と考えられる。

したがって、特定農作業従事者がほ場における農作業を行うために自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為については、栽培・採取に密着した行為と認められる限りにおいて、業務遂行性があるものと取扱われたい。

問30 指定農業機械作業従事者が自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為について

指定農業機械作業従事者が自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為については業務遂行性が認められるか。

(答)

自家用自動車及び自動二輪車は「自走式運搬用機械」の一種であることから、指定農業機械に該当する。

また、指定農業機械作業従事者に係る業務上外の認定基準における業務遂行性の範囲は、昭和40年12月6日付け基発第1591号により、①ほ場又はほ道の作業場において指定農業機械を用いて行う作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合②当該機械をほ場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合と規定されていることから、自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為については、業務遂行性が認められる。

問31 農業専用として製造されたものではない機械であっても指定農業機械に該当するか

フォークリフトのように専ら農業用として製造された機械ではないものをほ場内における収穫物の運搬に使用した場合、それらの機械は指定農業機械に該当しないのか。

(答)

指定農業機械の種類については、労災保険法施行規則第46条の18第1号のロ及び労災保険法施行規則第46条の18第1号の規定に基づき労働大臣が定める機械の種類（昭和40年労働省告示第46号（以下「告示」という。））において列挙されているところであるが、告示第1号を除き、用途を農業用に限定していないことから、告示第2号及び第3号に掲げる機械は専ら農業用に製造されたもの以外のものであっても指定農業機械に該当するものと取扱って差し支えない。

したがって、告示第2号ホの「自走式運搬用機械」に該当する「フォークリフト」を使用してほ場において作業を行う限りは、業務遂行性が認められる。

ただし、例えば、1階から2階に農産物を上げるために電動の昇降機（垂直に立てた二本のレールをエレベーターのように上下するもの）を指定農業機械である「コンベアー」の代用として使用している場合のように、指定農業機械に該当しない機械を指定農業機械の代用として使用している場合には、指定農業機械の要件に該当しない。

問32 振動障害の加入時健康診断結果において、管理区分C以外と判断された者の制限付き承認について（1）

身体に振動を与える業務に1年以上従事する者について、加入時健康診断の医師が総合的にみて振動により障害を受け又はその疑いがあると認められるが療養を要する程度ではないとして管理区分C以外と診断したが、当該特別加入予定者に自覚症状があり、加入時健康診断の検査項目においても正常の範囲を明らかに超え又は下回るものが認められるので、制限を付して承認して差し支えないか。

（答）

加入時健康診断は、任意加入制度である特別加入に際して、特別加入前の業務が原因となって発生した疾病について加入承認後に保険給付を行うといった保険の原理に反する結果を生じさせないよう一定の者についてその健康状態を把握するために受診を義務づけたものである。

したがって、本件のように、加入時健康診断の結果が管理区分Cに該当しないものと医師により判断された場合であっても、当該疾病についての健康状態が十分に確認できないと判断される場合には、昭和62年4月14日付け事務連絡第12号により専門医から健康診断の結果について医学的所見を徴するほか、特に必要な場合には、追加の検査、精密検査等を指示することとなっている。

これらの指示に基づき検査を行った結果、再び、管理C以外と判断された場合には、制限を付することなく承認して差し支えない。

なお、特別加入者に係る業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、当該業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるので、保険給付の決定に当たっては、十分な調査、検討を行うこと。

問33 振動障害の加入時健康診断結果において、管理区分C以外と判断された者の制限付き承認について（2）

振動障害の加入時健康診断を受診した結果、昭和50年10月20日付け基発第610号「チェンソー取扱業務に係る健康管理の推進について」の健康管理区分Cには該当しなかったが、担当医師から「高齢の上、心臓に疾患が認められるので寒冷時及び長時間の振動工具使用を禁止する」旨の意見書が付された。

このような場合、上記の条件を付した承認を行ってよいか。

（答）

特別加入の制限を行う場合は、加入時健康診断の結果、当該特別加入予定者が既に加入時健康診断対象業務に係る疾病に罹患していると認められる場合又は当該業務からの転換が必要と認められる場合に限られるので、これらの場合以外に制限を付して承認することはできない。

問34 労働保険事務組合の委託替えを行った場合等の加入時健康診断の受診について

- (1) 加入時健康診断対象業務を行っている中小事業主等又は一人親方等が、労働保険事務組合の委託替え又は特別加入団体を変更した場合、改めて加入時健康診断を受診しなければならないか。
- (2) 一人親方等として承認を受けている者が中小事業主となった場合又は中小事業主等として承認を受けている者が一人親方等になった場合には、それぞれ特別加入申請を行うこととなるが、その際、改めて加入時健康診断を受診しなければならないか。
- (3) 家内労働者は毎年特別加入申請する必要があるが、加入時健康診断はその都度受診しなければならないか。

(答)

- (1) 中小事業主等又は一人親方等特別加入については、労働保険事務組合への委託又は特別加入団体の構成員となることが要件とされているので、委託の解除または構成員でなくなった場合に特別加入者としての地位は消滅する。
したがって、これらの者は再度特別加入申請及び加入時健康診断の受診が必要となるが、事務組合の委託替え等を行う場合及び特別加入団体の変更を行う際、新旧事務組合及び新旧特別加入団体の間に中断期間が生じない場合には、事実上、特別加入者としての地位は消滅しないので、改めて加入時健康診断を受ける必要はない。
- (2) 中小事業主が一人親方等となった場合及び一人親方等が中小事業主等となった場合は、両者の加入時健康診断受診義務の根拠条文は異なるが、加入時健康診断を受診しなければならない趣旨は同じであることから、承認されている期間に中断がない場合には、改めて加入時健康診断を受診する必要はない。
- (3) 家内労働者は委託者との工賃等の委託契約の内容が極めて変動しやすいため、承認された日に属する年度の末日までの期限付き承認としているので、家内労働者等の団体の構成員となっている家内労働者が継続して特別加入を希望する場合であって、同一作業の場合、当該団体が年度更新期間に申請した場合には加入時健康診断を受ける必要はない。

問35 加入時健康診断に要した費用に係る消費税の支払いについて

加入時健康診断実施機関から加入時健康診断に要した費用に係る消費税を請求された場合、消費税を支払ってよいか。

(答)

加入時健康診断のための検査及び診断に要する費用は、消費税法第6条別表第1号に規定する療養又は医療の範囲外となるので消費税の課税対象となる。

したがって、これらに要した費用について加入時健康診断実施機関より消費税の請求があった場合には支払うこと。

なお、保険給付の決定処分を行うに当たって必要となる診断書の作成に係る費用に対する消費税については、消費税法第6条別表第1第6号ホにより非課税となっているので留意すること。

問36 特別加入の制限を解除してもらいたい旨の申し出があった場合の事務処理方法について

特別加入を希望する者が加入時健康診断を受診した結果、昭和50年10月20日付け基発第610号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の健康管理区分Cに相当すると診断されたため、身体に振動を与える業務を除く業務に限り特別加入を認めていたが、相当期間経過後、当該特別加入者が任意に健康診断を受診した結果、管理区分Cに相当しないと診断されたため特別加入の制限を解除してもらいたい旨の申し出があった場合の事務処理方法いかん。

(答)

特別加入に関する変更届及び指定された加入時健康診断医療機関による健康診断の振動障害健康診断証明書を提出させ、審査の結果、制限を解除して差し支えないものと判断した場合には、当該変更届に制限を解除する旨及び制限を解除する年月日を記載し、特別加入団体に通知すること。

ただし、指定された加入時健康診断医療機関以外の医療機関で行った健康診断であって、健康診断の項目、内容が通達で定める加入時健康診断書に相当する場合には、当該健康診断書を代用して差し支えないが、当該健康診断証明書の健康診断結果だけでは当該疾病についての健康状態が十分確認できない場合には、専門医から健康診断結果について医学的な所見を徴するほか、その他特に必要な場合は、追加の検査、精密検査等の指示を行うこと。

なお、任意に受診した加入時健康診断は、変更届を行った日以前6月以内に行われたものでなければならないこと。

また、これらに要した費用は、加入時健康診断には該当しないので、支出する必要はないこと。

問37 特別加入脱退後に発症した疾病に係る保険給付について

振動業務特別加入者が特別加入脱退後、再び振動業務を行うこととなったので、特別加入申請を行うため加入時健康診断を受診した結果、振動業務に係る疾病が認められた。この疾病について、以前加入していた特別加入により保険給付することは可能か。

(答)

昭和62年3月30日付け基発第175号では、特別加入後に保険給付の請求があったものであっても、特別加入前に労働者として振動業務に係る業務に従事した期間がある場合には、十分な調査を行い、その間の業務が当該疾病の有力な原因となっていると認められる場合には、労働者に係る保険関係により給付手続きを行うこととされている。

したがって、労働者の場合と同様な取扱いをしている特別加入者が、特別加入脱退後に疾病が発症した場合であっても、十分な調査の結果、特別加入を行っている間の業務が当該疾病の有力な原因と認められる場合には、保険給付を行うこととして差し支えない。

問38 局長の承認を受けていない特別加入予定者に発生した災害の取扱いについて

加入時健康診断対象者に該当する特別加入予定者について、特別加入健康診断申出書と併せて特別加入申請書は既に提出しているが、健康診断証明書を提出しないため、いまだ局長の承認を受けていない。この間に災害が発生した場合の事務処理法いかん。

(答)

特別加入予定者に対しては加入時健康診断証明書の提出を早急に行うよう指導すること。
なお、特別加入時健康診断申出書に併せて申請書が提出されている場合には、昭和62年10月12日付け事務連絡第25号により健康診断証明書が添付されていないものであってもこれを受理することとしているので、健康診断証明書の提出があった場合には、その都度、局長あて送付し、審査の結果、承認して差し支えないものについては、受理した翌日を承認年月日として処理すること。

問39 労働者として派遣される海外派遣者の特別加入者の赴任途上の災害について

労働者として派遣される海外派遣者の特別加入者が、住居地を出発し、いったん日本国内の派遣元事業場の事務所に立ち寄る必要からホテル等に宿泊し、その後事務所を経由して海外の派遣地に赴くこととしている場合、住居地から派遣地に到着する間に被災した災害は業務上災害として認められるか。

(答)

労働者として派遣される海外派遣者の特別加入者が赴任途上において被災した場合には、平成3年2月1日付け基発第75号（以下「75号通達」という。）の要件に該当する場合は業務上の災害として認められる。

本件のように、赴任途上において、住居等を出発し、業務のために派遣元事業場に立ち寄る必要からホテル等に宿泊し、派遣元事業場を経由して海外派遣地の赴任先に到着するまでの間は、75号通達の要件に該当する限り赴任途上と認められ、業務上災害として取り扱うことになる。

問40 派遣地でテロ等に巻き込まれた場合の業務起因性について

海外派遣者の特別加入者が海外においてテロ、内戦等（以下「テロ等」という。）に巻き込まれて被災した場合の業務起因性の有無の判断についての留意事項いかな。

(答)

海外派遣者の特別加入者の業務起因性の判断については、「国内の労働者の場合に準ずる」とされているが、派遣地においてテロ等に巻き込まれ被災した場合は、派遣地の日本国内とは異なる治安等の事情を踏まえつつ、テロ等による巻き添え災害を被る危険性が被災者の従事している業務に内在しており、これが現実化したか否かについて判断することになる。

例えば、①日本企業を標的としたテロに巻き込まれた場合、②中東地域の石油精製基地など内戦等により攻撃目標となりやすい場所で業務に従事していたところ実際に攻撃を受けた場合、などは業務起因性が認められるものと考えられる。

なお、戦争、内戦等については、その規模が拡大すればするほど、業務に関係なく巻き添え災害を被りやすくなることから、業務起因性の存在が否定される可能性が高くなっていくものと考えられる。

[参考]

「ペルーで殺害された国際協力事業団（JICA）専門家（海外派遣者の特別加入者）について業務上として判断された事例」

【状況】

リマ郊外の「野菜生産技術センター」の技術協力の事業に従事していたJICA専門家3名がゲリラの襲撃を受け殺害された。

【判断理由】

- ・ ペルーでは従来からゲリラが外国人及び外国企業をテロの対象として活動してきたこと
- ・ 「野菜生産技術センター」における事業は、農村近代化政策の一環として日本とペルー協同で実施しており、コカ栽培を資金源としているゲリラにとって脅威であったこと
- ・ 「同センター」は以前から襲撃の対象となるおそれが指摘されていたにもかかわらず警備が手薄で、地元警察から警備強化を勧告されていたこと。

以上の事実等から業務に伴う危険が現実化したものとして業務起因性が認められ、業務上の災害として認定された。

問41 海外派遣者の特別加入者が風土病にり患した場合の業務上外について

海外派遣者の特別加入者が、風土病のある地域で当該疾病にり患した場合の業務上外の判断に当たっての留意事項いかな。

(答)

風土病のある地域において、当該疾病にり患した場合には、感染を媒介する動物への接触の機会、飲食物の摂食状況、潜伏期間、症状等を調査した上で、業務に起因して感染したことが明らかであれば、業務上の疾病として取り扱うことになる。

[参考]

「マラリアの侵淫地域において土木技術者（海外派遣者の特別加入者）がマラリアにり患し業務上として判断された事例」

【判断理由】

マラリアは、マラリア原虫に感染した媒介蚊の刺咬により感染する。媒介蚊に刺されてから最初の熱発作までの潜伏期間は、マラリア原虫の種類により異なるが、通常10日前後と考えられる。

特別加入者が派遣されていた地域は、年間を通じて、マラリアへの感染リスクが高い地域（侵淫地域）とされているが、マラリアへの感染の機会は、業務遂行中と一般生活に同様に存在するものと考えられる。

本件の場合、蚊に刺された場所を特定させることは困難であるが、

- ・ 通勤に車を用い、宿舎において蚊に対し万全の防備措置が講じられていること。
- ・ 当該現場に入ってから、マラリアの潜伏期間も含め発病までの間、現場と宿舎の往復のみで、他の地区には行っていないこと。
- ・ 工事現場周辺の環境が悪く、蚊に刺されやすい状況が認められること。

以上の事実等から工事現場で蚊に刺されたものと推論し、潜伏期間、症状等にも疑問な点は存在しないため、業務上の疾病と判断された。

問42 外国人が海外派遣者の特別加入に加入できるか

外国人が日本の大学に留学・卒業後、日本国内の企業に就職し、海外へ派遣される場合、海外派遣者の特別加入に加入できるか。

(答)

海外派遣者の特別加入については、日本国内で行われる事業から海外派遣される者の「国籍」について制限はない。

したがって、外国人が海外派遣者の特別加入に加入することは可能である。

問43 海外在住の外国人がそのまま現地で稼働する場合の海外派遣者の特別加入承認の可否

アメリカ国籍でアメリカ在住の日系人Kと日本のA社が雇用契約を締結したが、この雇用契約によると、A社はアメリカにある子会社B社に出向させ、KはB社で稼働することとしているが、A社は同人を海外派遣特別加入者として加入申請を行った。

この場合、雇用契約書上、KはA社の本社が採用しB社に出向させる旨記載されているが、実態としては、採用時においても日本における就労を前提としたものとはなっておらず、日本から赴任した事実もなく、現地採用された場合となんら変わらないものと判断されることから、不承認とすべきと考えるがいかん。

なお、Kが日本国内で就労するための入管法上の手続きは何らとられてはいない。また、Kは身分を安定させるために親会社であるA社と雇用契約を締結することを望んだものである。

(答)

本件、雇用契約書上の取り決めの内容はともかく、Kはアメリカ在住の状態のままB社で稼働しており、A社から赴任した事実もなく、実態からみるとKはA社からB社に出向したというよりは、むしろ海外における現地採用と同視し得る状況にあったと認められることから、当初よりB社で稼働していたものとみるべきものと考えられる。

したがって、Kは、労災保険法第27条第7号に規定する、日本国内の事業主が海外において行われる事業に従事させるために「派遣する者」には該当しないと判断され、特別加入を承認することはできない。

問44 外国籍の漁船に乗船して技術指導を行う者の特別加入資格の有無について

日本国内にある水産会社の社員を外国船籍の漁船に技術指導を目的として乗船させている場合、海外派遣者の特別加入者として承認できるか。

なお、この社員は日本国内向けの販売指針に合った製品を製造・供給するため、水産品を買い付け、かつ水産品の1次加工処理を船内で行うために、技術者として乗船しているものである。

(答)

本件の場合、実態として、派遣元の水産会社が技術者を派遣する目的は、同水産会社の業務のためであり、同水産会社の支配下のもと、出張して技術指導を行っているものと認められる。

したがって、特別加入を承認することはできない。

問45 支店を派遣元としていた海外派遣者の特別加入者を本店に移す場合の手続について

現在、大阪支店を派遣元として6名が海外派遣者の特別加入に加入しているが、あらたに東京本店を派遣元として2名新規に特別加入申請を行うため、この際大阪支店の6名についても東京本店から派遣されているものとして取り扱うこととしたいが、手続いかん。

なお、継続事業の一括の取り扱いは行っていない。

(答)

大阪支店を派遣元とする6名については、いったん特別加入脱退申請書を所轄署長を経由して大阪局長あてに提出させ、そのうち、特別加入申請書を別紙に8名記載のうえ、東京本店を所轄する署長経由で東京局長あて提出させること。

この際、翌日承認の原則等を踏まえ、大阪支店の6名分については空白期間が生じないよう指導されたい。

問46 技術協力の実施の事業を行う団体から派遣される者の加入について

(財)日本国際協力センター(JICE)が行う、カンボジアのアンコールワット遺跡の遺跡修復プロジェクトに調査団を派遣し、測量、考古、地質等の調査を4年間にわたって行うものであるが、特別加入の承認の可否いかん。

なお、調査の結果判明した事実は以下のとおり。

- ① JICEは、外務省の公益法人であり、開発途上国に対する技術協力の事業を行う団体であると認められること。
- ② アンコールワット遺跡の遺跡修復プロジェクトはUNESCO(国連教育科学文化機関)からの委託で行うものであり、カンボジア政府からの参加は無く、JICEの単独事業であること。
- ③ 調査団として派遣される者は、JICEから調査団員としての委嘱を受け、委任の形で派遣され、JICEとの雇用関係は無いこと。
- ④ 現地人の作業員を相当数雇用することから、これらの作業員や調査団員の労務管理等の業務を行うために、JICEの職員1名を常駐させること。
- ⑤ 当該調査団は現地に事務所を設置し、現場責任者である調査団長の指揮命令のもと、調査団員と現地作業員が労働時間管理、賃金管理等を受けつつ就労するものであり、したがって当該調査団はひとつの有期事業として認めて差し支えないものと思われること。

(答)

調査団員については、労災保険法第27条第6号の特別加入者として、また、JICEの職員1名については労災保険法第27条第7号の特別加入者として承認して差し支えない。

問47 2以上の事業場の代表取締役社長を兼務する者の海外派遣者の特別加入の承認について

M国A社の代表取締役社長であり、すでに海外派遣者の特別加入の承認を得ている者が、新たにS国B社の代表取締役社長を兼務し、今後両国の両社の間を頻繁に往復することとなった。この場合、「変更届」を提出させるのではなく、2つの事業について別個に申請を行わせることが妥当と考えるが、それでよろしいか。

(答)

海外派遣者の特別加入者については、派遣先の変更など「派遣先事業が変更したとき」は「特別加入者に関する変更届（海外派遣者）」を提出することとなる。

したがって、本来は変更届を2国間を移動する都度提出すべきものであるが、本件のように両国間を頻繁に往復する場合、保険料を二重に負担してでも同一人物について二重に加入をする旨の加入申請がなされた場合、当該申請に基づき承認をそれぞれ行っても差し支えない。

なお、2か所の派遣先を加入申請書、変更届に併記して提出し、2つの事業について同時に承認を得ることは認められない。